

令和7年度西東京市立保育園調理・用務業務委託に係る公募実施要領

1 趣旨

この要領は、保育園の調理業務と用務業務を一体の業務として委託する事業者を選定するため、企画提案方式（プロポーザル方式）により実施する公募に関して必要な事項を定めたものである。

2 件名

保育園調理・用務業務委託

3 履行場所

西東京市中町四丁目4番16号 西東京市立なかまち保育園

4 契約期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで

契約確定日の翌日から令和7年12月31日までは準備期間とし、令和8年1月1日から同年3月31日までは保育園調理・用務業務の履行期間とする。

業務は、原則として開園時間（午前7時から午後7時15分まで）で実施する。

5 業務日及び休日

(1) 業務日

月曜日から土曜日まで

(2) 休日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

6 委託業務内容

委託仕様書によるものとする。

7 応募の要件

本公募に応募する事業者（以下「応募者」という。）は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 委託仕様書に基づき業務を実施すること。
- (2) 業務開始に当たり、業務の引継ぎ等について事前に市と協議を行うこと。
- (3) 指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始がなされていないこと。
- (6) 最近1年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納していないこと。

- (7) 過去3年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業の禁停止の処分を受けていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定による暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。

8 応募に際しての留意事項

(1) 公募要領の承諾

応募者は、公募申込書の提出をもって本要領等の内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とする。また、契約後、事業開始までの間に実施する保護者説明会及び試食会の費用は、受注者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は日本円とする。

(4) 著作権及び提案書の取扱い

応募者から本要領に基づき提出された書類の著作権は、書類の作成者に帰属する。ただし、市は、必要があるときは、本要領に基づき提出された書類の内容を無償で使用するができるものとする。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また返却しないものとする。なお、委託候補事業者に決定した際には、市は、企業秘密に該当するものを除き、提出された資料を必要に応じて公表することができるものとする。

(6) 応募無効等に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。また、提出期限までに企画提案書の提出が無かった場合は、棄権とみなし、以降の審査は行わないものとする。

ア 公募申込時から選定決定までに、応募者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ 同一事項に対して、二通り以上の書類が提出された場合

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 著しく信義に反する行為があった場合

(7) 契約の更新及び解除

市は、業務の履行が優良と認めた場合は、翌年度以降の契約更新を行う。ただし、契約更新は、最大で5回（合計60か月）までとする。なお、次の各号に該当した場合は、受注者の意向にかかわらず、委託期間中においても契約を解除することができる。

ア 受注者が、当該契約書で定めた事項を誠実に履行していないと認めた場合

イ 受注者が、適正な給食を確保する上で、支障となる行為を行ったと認めた場合

ウ 受注者が、社会的に著しい不良行為を行ったと認めた場合

(8) その他

本要領に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

9 事業者公募スケジュール

事業者公募のスケジュールは次のとおりとする。

項 目	日 程
市報掲載	6月1日（日）
公募開始（ホームページ）	6月2日（月）
①現地見学会の申込及び質問書提出の締切日	6月13日（金）
②現地見学会	6月19日（木）
質問に対する回答期限	6月20日（金）
③公募申込書（企画提案書）提出締切日	6月30日（月）
書類審査（第一次審査）及び結果通知	7月11日（金）まで
④企画提案競技（第二次審査）	7月22日（火）
最終結果通知	7月下旬（予定）

①から④までが申込者における締切日・実施予定日

(1) 現地見学会の申込及び質問書の提出

現地見学会の参加の有無について申込書を提出すること。あわせて公募申込書などの企画提案書等の作成又は提出について質問がある応募者は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出締切日時

令和7年6月13日（金）午前9時（必着）

イ 提出方法

現地見学会の申込及び質問書は、メールで提出することとし、電話、FAX及び訪問による質問は一切受け付けないものとする。

ウ 提出先

西東京市子育て支援部 幼児教育・保育課 事業調整係

E-mail: hoiku@city.nishitokyo.lg.jp

メールタイトルは、「【事業者名】西東京市立保育園調理・用務業務委託に係る現地見学会の申込及び質問書の提出について」とすること。

エ 現地見学会の概要

①見学日時

令和7年6月19日（木）午後1時30分から午後5時30分まで

現地見学会の申込をした応募者にはメールで見学時間を通知する（見学時間目安：1応募者30分程度）。

② 注意事項

調理室内を見学する場合は、参加者ごとに大腸菌検査済みであることが分かるもの、白衣、帽子、内履き用の靴及び不織布マスクを持参すること。また、車での来園は禁止する。

オ 質問書に対する回答

市は、質問書の提出があった全ての事業者に対して、全ての質問及び回答の内容を令和7年6月20日（金）午後5時までにメールで送信する。

(2) 公募申込書及び企画提案書等の提出

応募者は、本要領10に示す公募申込書及び企画提案書等の提出書類を次のとおり提出する。

ア 提出締切日時

令和7年6月30日（月）正午（必着）

イ 提出方法

簡易書留郵便又は持込みで提出することとし、メールによる電子データ又はFAXによる提出は受付けないものとする。受取時に内容の確認は行わない。

ウ 提出先

〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番13号

西東京市役所 田無第二庁舎2階

西東京市子育て支援部 幼児教育・保育課

保育園調理・用務業務委託公募事務局 宛

10 提出書類

応募者は、書類審査に先立って、次に掲げる書類を提出する。なお、市は、その内容を、事業者の資格及び企画提案として評価を行う。

(1) 提出書類

ア 公募申込書（代表者の押印をすること。）

イ 登記事項証明書（3か月以内に取得した履歴事項全部証明書）

ウ 納税証明書（最近1年で、法人税、消費税及び法人事業税に滞納がない証明）

※原則、法人税及び消費税の納税証明書は税務署で、法人事業税の納税証明書は都道府県税事務所で発行されている。

エ 見積額調査書（公募様式1）

次の項目について、公募様式1に記入する。

項 目	内 容
経費見積書	見積金額への人件費・衛生管理費・その他経費等の積算根拠
	経費節減への考え方・取組み等

※見積金額は、当該見積金額を4倍した金額が概ね令和8年度の委託料に係る見積金額となるように設定してください。

契約上限額は以下のとおりとする。

保育園名	契約上限額（税込み額）
なかまち保育園	7,194,000円

オ 会社概要（公募様式2）

次の項目について、公募様式2に記入する。

項 目	内 容
会社概要	会社の基本情報（所在地・資本金など）
	環境マネジメントシステム等の認証取得状況
	調理業務従事者の免許有資格者の状況
	他自治体での調理及び用務業務の実績

カ 企画提案書（様式は任意）

次の項目及び内容全てについて、原則A4横書き（任意の様式）に記入する。項目及び内容について不足がある場合は、第一次審査において不適合となる。なお、ページ番号は必ず入れること。

項 目	内 容
保育園給食への理解	保育園給食に関する理解
	乳幼児の健康管理・増進への考え方・乳幼児への対応等
	保育園給食調理業務に関する基本方針等
	食育への取組み・支援できること
	保育園行事等への対応等
効率的な用務業務の実施	効率的に用務業務を行うための工夫
業務の実施	従事者の配置計画・人事管理
	保育園長・保育士・栄養士等との連携体制等
	衛生管理への取組み
	従事者が業務に定着するための支援体制・工夫等
	本社・拠点事業所のバックアップ体制等
業務の引継ぎ	引継体制・タイムスケジュール等
人材育成	従事者の教育指導又は訓練・研修体制（配置前研修等）
アレルギー対応等	食物アレルギー等への対応及び従事者への教育
非常事態への対応	食中毒や異物混入の予防対策等
	事故発生時の対応
	従事者の疾病等への対応
	緊急災害時の協力
その他	本事業への抱負・独自の提案等

(2) 提出部数

ア 公募申込書、登記事項証明書及び納税証明書については、各1部ずつ提出する。

イ 公募様式1、公募様式2及び企画提案書については、一つにまとめた上で、表紙（※様式は任意。但し指定項目あり。）に事業者名を明記したものを1部、表紙（※様式は任意。但し指定項目あり。）に事業者名未記載のもので公募様式2の1ページ目を除いたものを15部提出する。

※表紙の指定項目

ア 件名 令和7年度西東京市立なかまち保育園調理・用務業務委託

イ 1部 事業者名を明記 15部 事業者名未記載

11 審査等の方法

(1) 選定委員会の設置

別に定める西東京市立保育園調理作業業務委託事業者選定委員会設置要領に基づいて選定委員会を設置し、当該委員会が審査を実施する。

(2) 第1次審査（書類選考）

ア 応募資格確認（要件審査）

選定委員会事務局は、本要領10に掲げる提出書類により、応募者が本要領7及び8(6)の要件を満たすものであるか確認する。なお、資格不備の場合は、当該応募者を失格とする。

イ 企画提案内容審査

選定委員会事務局は、本要領10により提出された企画提案書等が、審査に必要な項目及び内容に不足がないかを確認する。また、要件を満たした6社以上から応募があった場合は、企画提案内容の審査を行い、点数の高い上位5社以内を第2次審査対象事業者として選考する。なお、見積金額は審査項目の一つとするが、提案された体制及び事業内容に対して適正金額であるかを評価する指標であるため、見積金額の多寡のみによって審査を行うものではない。

(3) 第2次審査（企画提案）

第1次審査に合格した事業者について、提出された企画提案書を基に企画提案競技（プロポーザル競技）を実施し、選定委員は、事業者の企画提案内容が市の要望に応えるものであるか審査を行う。

プロポーザルの際はパソコン、プロジェクタ、スクリーン等の機材の使用を認めるが、市からは、延長コードを含め一切の貸し出しを行わない。ただし、電気は供給する。

(4) 委託候補事業者決定

選定委員会は、第1次審査及び第2次審査の結果を総合した上で、委託候補事業者を決定するものとする。選定した委託候補事業者とは、業務引継ぎ等について協議を行った上で、随意契約を行う。なお、当該委託候補事業者が辞退その他の理由で契約できなくなった場合は、次点の事業者を委託候補事業者とする。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、応募者に文書で通知する。